

第四百十二回 参議院農林水産委員会會議録第十四号

平成十年五月二十一日(木曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

木庭健太郎君

補欠選任

風間 昶君

五月十五日

辞任

足立 良平君

補欠選任

一井 淳治君

五月十八日

辞任

菅野 久光君

補欠選任

北澤 俊美君

五月十九日

辞任

須藤美也子君

補欠選任

笠井 亮君

五月二十日

辞任

笠井 亮君

補欠選任

須藤美也子君

五月二十一日

辞任

上杉 光弘君

補欠選任

常田 享詳君

五月二十一日

辞任

北澤 俊美君

補欠選任

足立 良平君

五月二十一日

辞任

風間 昶君

補欠選任

白浜 一良君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松谷 蒼一郎君

岩永 浩美君

三浦 一水君

和田 洋子君

村沢 牧君

青木 幹雄君

一井 淳治君

今泉 昭君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

上杉 光弘君

常田 享詳君

足立 良平君

白浜 一良君

須藤美也子君

笠井 亮君

北澤 俊美君

風間 昶君

菅野 久光君

須藤美也子君

笠井 亮君

一方で、改正条約におきましては、農業者により自家増殖が行われている、こういう実態があることに着目いたしまして、それが長年の慣行として定着しているか否かという事情に即して、各国におきまして育成者権の例外を設けることを認められております。

これを受けまして、ただいま御提案しております改正種苗法案におきましては、農業者の行う自家増殖につきましては、これは自家増殖の制限が社会的慣行として定着しているという意味合いにおきまして、省令で指定する栄養繁殖植物の場合、それからもう一つが契約で別段の定めをしている場合を除きまして育成者の承諾を得る必要はないということにしております。

これは、農業者の自家増殖につきまして、我が国におきましての自家増殖並びに種苗の流通慣行の実態を踏まえまして、かつ、一方では育成者の正当な利益を保護するという、その両者の調和の観点からその取り扱いを明確にするということにいたしているものでございます。その中で、同時に自家増殖を制限する民事契約は有効であるということも明確にされているというふうに理解をいたしております。

改正種苗法案におきまして自家増殖の取り扱いにつきましては、関係の方々には正確な理解が得られるように今後とも周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つのお尋ねでございます契約の問題でございます。

種苗に關します自家増殖の禁止といいますが、についての契約も民法上の契約の一つということになりますので、形式だけいえば、これは文書である必要はなく、口頭だけでも合意すれば契約は成立するということにはなると思ひます。ただ、現実問題として、口頭で契約をした場合には、後で争いになったときに契約の存在とか内容を立証するというのが困難な場合が少なくないと思ひます。そこで、具体的にはこういうことが考えられる

わけでございますが、種苗の販売業者といいますが、権利者がカタログに自家増殖を禁止する旨の記載をする。そのカタログに添付されている注文書で大体注文を受けるわけですが、その注文書に注文する人が自家増殖禁止に同意する旨の条項を明確に記載するか、あるいはあらかじめ刷つてありまして自家増殖禁止特約に同意する場合には丸印をつけるとか、こういうことで、明らかに自家増殖をしないということについて同意をするという意思表示が書面上明確になっておる、こういう方式での契約の成立というのが一般的形態として考えられるのではないかとこのように考えております。

なお、単に種の袋に増殖禁止ということを書いただけでは、これはやはり買った人がはつきりそれに同意したのかどうかということが明確ではないというふうにも思われますので、その場合には当事者間で合意が成立したということとはなかなか言いにくいのではないかとこのことで、やはり何らかの同意の表明が必要ではないかとこのように思っております。

○常田幸祥君 ただいま説明を受けました契約に關してでありますけれども、契約で自家増殖の禁止をたとえ明記したとしても、悪質な違反が後を絶たないという苦情が寄せられていることをまず申し上げておきたいと思ひます。

が、今回、具体的にどのような植物を指定すべきとお考えなのか、その理由についてもお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(高木賢君) お尋ねのありました栄養繁殖植物は、短期間に大量に同品質の種苗をつくることが可能であるという特質を持つております。したがって、農業者の自家増殖といえども、育成者の意思に反して増殖が行われますと、その利益を著しく害する、育成者の意欲もそぎかねない、こういう事態が生ずるおそれがないとは言えない状態だと思ひます。

しかしながら、自家増殖は現在の法律の状況では基本的に自由ということになっておりまして、これを社会実態と必ずしも合わない形で禁ずることにしようということになりまして、農業者現場での混乱は大きいのではないかとこのように思われます。やはり、現在は基本的自由ということではございますが、現行法のもとにおきまして、観賞用の植物の一部につきましては契約によつて農業者の自家増殖が制限される、それがまた社会的取引慣行として一般化しているという実態もございまして。

それでは次に、第二十一条の第三項、自家増殖に關する例外として農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に屬する品種の種苗を除くという規定について質問をさせていただきます。

キノコ類を含め、栄養繁殖植物については特性を変えずに増殖することが容易でありますので、極端なことを言いますと、農家に一つの種苗を販売し、以後、自家増殖されるということになりますと、育成者にとつては開発費用を全く賄えないということになります。新品種を開発しようとする意欲がなくなってしまうわけでありまして、したがって、原則としてすべての栄養繁殖植物を省令で指定し自家増殖を制限すべきと考えます

こういう場合には、育成者のもとより、農業者におきまして自家増殖について育成者権が及ぶといういわば社会的規範意識が形成されていると思ひます。こういう慣行が定着しているならば、これは法令でもって育成者権の効力が及ぶということにしても農業者の混乱は生じないのではないかとこのように考えております。こういったところが種苗の育成と使う農業者の側の一種の調和点ではないかとこのように思っている次第でございます。

具体的に省令で指定する植物につきましては、ただいまのような考え方から関係業界に対してヒアリングなどを行ひまして、その結果をいたしまして現在のところ、草花、観賞樹の一部、具体的にはシンビジウムとかバラとかカーネーションなどが自家増殖の制限が定着している、こういうふうにご考慮しております。さらに、今現在詳細なる実

態調査を行つておりまして、その結果を待ちまして最終的に具体的な植物というものを確定していきたいと考えております。

○常田幸祥君 指定すべきと考えている植物について今お話があつたわけでありまして、それでは指定されない植物については、農業者が自由に自家増殖を行うという状態が固定化され育成者の利益が守られないことから、先ほども申し上げましたように、新品種開発が停滞するということになることは考えられるわけでありまして。

今後、育成者も自家増殖の制限に關し農業者の理解を得るべく努力しなければならぬと考えますけれども、このような努力を農林水産省としても支援していくべきではないかと考えますが、いかがでありますでしょうか。

また、省令指定植物については、長期にわたつて固定化することなく、自家増殖等に関する取り扱い実態が変化すれば柔軟に見直すべきと考えますが、農水省の見解をお尋ねいたします。

○政府委員(高木賢君) 御指摘のありましたように、関係の皆様方にこの新しい権利の内容といひますが、制度全体が正しく理解されるということがいろいろなトラブルの防止の上からも大変重要なことだと思つております。

そこで、今回成立を見ますれば、約六カ月間の施行猶予期間をいただきまして、その間に改正内容につきましても周知徹底を図るということをお願いしたいと思います。具体的に、今年度予算におきましても、講習会の開催とかパンフレットの作成とか、そういったものもいろいろPR活動等につきまして十分に周知徹底を図りたいというふうに思つております。その際に、今御指摘もございましたが、契約をもつてすれば自家増殖につきましても制限が可能であるということもあわせて触れたいと思つております。

それから、省令で指定する植物につきましては、ただいま申し上げましたが、自家増殖の制限が定着しておつて、育成者、農業者の間に自家増殖

でも育成者の権利が及ぶといういわば規範意識が形成されているものを指定するという考えでございます。

したがって、これは当然、社会意識の変化に伴いまして変わるものでございまして、ある植物につきましても自家増殖の制限というものが慣行として定着するということであれば、その状況に応じまして省令の改正を行うという考えでございます。

○常田幸詳君 ありがとうございます。

最近のテレビ報道によりますと、中国から輸入されたシイタケを広島県立大学でDNA鑑定いたしましたところ、品質のよい輸入品は我が国の登録品種を使用して生産されている可能性が極めて高い。シイタケに限らず、このような問題を解決するためには、中国政府が育成者保護の重要性を認め、国内において我が国のような品種保護制度を実施するとともにUPOV条約に加入することが重要であります。

中国に限らず、品種の育成に関する保護を認めていない国に対し我が国は今後どのように対応していくのか。そのようなアジアの国々に対し外務省として、また農水省として、これまでどのような対策を講じられ、どのような成果が上がっているのか、お伺いいたします。

○説明員(渋谷貴君) 私どもといたしましては、より多くの国がこの条約を締結して品種保護制度を整えることが重要であると考えております。

それは、我が国育成者の国際的な経済活動に資するものでもありますし、また世界的に見てもすぐれた品種の開発が促進されることにつながるからでございます。したがって、我が国としても、アジアを中心とした加盟国に対する種々の協力活動などを通じて加盟のための土壌づくりに積極的な貢献を行っているところでございます。

具体的に申しますと、政府として、主にアジア諸国を対象に品種保護制度の普及啓発のためにセミナーないしワークショップを開催するなどの活動を行っております。これまで中国、韓国、イン

ドネシア等でこうしたセミナーを行いましたけれども、こうした国々での権利意識の向上や円滑な制度の整備に一定の成果が上がっていると認識しております。委員御指摘の中国にございましては、植物品種保護制度自体は国内的に昨年十月から施行されていると承知しております。

いずれにいたしまして、私どもとしては、中国を初めアジアの国々がこの条約に加入することの重要性を十分認識しておりまして、引き続き農林水産省と協力の上、このような活動を今後とも積極的に推進していく所存でございます。

○政府委員(高木賢君) 農林水産省といたしましては、近隣諸国であるアジア諸国がUPOVに加盟するということは、御指摘がありましたように、我が国の利益に合致する、また国際的な種苗流通の円滑化、さらには育種の振興にも資するというふうな考えておりまして、積極的に支援を行う必要があると考えております。

ただいま外務省からも答弁がありましたが、セミナーやワークショップを開催するというところをやつていただいておりますが、そういうところにいるべき講師、人材を派遣するというところで大いに協力し合つて進めているということでございます。

それから、独自のものとしたしましては、中国、韓国につきましましては、植物新品種保護制度、あるいは運営に関しまして研修生を受け入れておりまして、具体的な日本の制度について紹介するともに、この保護制度なりあるいはUPOV条約の加入のメリットとか、どういうことになるのかというふうなことの意見交換を行うとか、そういう二国間の協力も展開してきております。

その結果もございまして、中国におきましては昨年十月一日に植物新品種保護条例というものが施行されました。韓国におきましても種子産業法というところで昨年十二月三十一日に施行されたというところでございまして、両国とも現在UPOV加盟の準備を実施しているというふう聞いております。

○常田幸詳君 外務省、農水省の取り組みを高く評価し、さらなる御努力をお願いしたいと思っております。

さて、農産物の原産国表示についてお伺いしたいと思います。

WTO体制による農産物の総自由化の中で原産国表示の重要性が増しておりますが、我が国でもJAS法により原産地表示義務品目が指定されております。しかし、最近の調査では、小売店での表示の実施率はまだまだ低い状態にとどまっております。結果が出ております。さらに問題なのは、例えば国産品の中に故意に価格の安い外国産を混ぜ、国産品として売られている品目があると言われたり、一部報道されておりますが、これは消費者をまさに欺く許しがたい行為であります。韓国ではすべての輸入農産物に対して原産地表示を義務づけ、先ほど申し上げたような違反者には三年以下の懲役または三千万ウォン以下の罰金が科せられ、しかも幅広い監視体制をとっている聞いております。

我が国でも、表示制度の実効力を確保するためにも、より厳しい監視体制と罰則を設ける必要があると思われまますが、いかがお考えでございますでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 野菜の原産地表示につきましては、JAS法に基づく品質表示基準制度によりまして、平成八年九月からプロックリー、ニンニク、ショウガなど五品目につきまして、それからことしの四月からゴボウ、アスパラガスなど四品目につきまして義務づけを実施したところでございます。

これらの表示につきましては、制度の円滑な定着を図るために、農林水産消費技術センターや都道府県によりまして店舗調査、買い上げ検査を通じての遵守状況の把握でありますとか、さらにこれらの機関や農政局によりまして巡回指導、それから小売団体などの関係団体を通じて小売店への指導、啓発等を実施しているところでございます。しかしながら、先生御指摘のとおり、表示の状

況につきましては、小売店の労力的な限界でありますとか、毎回取り扱う商品の原産地が変わるといふ野菜の特性などもありまして、いまだ完全とは言えない実態にあることも事実でございます。

農林水産省といたしましては、今後とも普及啓発、巡回指導を行つてまいりますとともに、必要に応じて法に基づく立入検査を行うなど、原産地表示の徹底に努力をしていきたいと考えております。また、表示義務を守らない製造業者などに対しましては、農林水産大臣によりまして義務遵守の指示でございますとか、指示に従わない場合のその製造業者の公表についても、より積極的に進めたいと考えております。

当面、このような監視体制の強化でありましか、悪質な義務違反に対する法律の厳正な運用によりまして原産地表示の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございますけれども、現在、私どもは表示・規格制度全般の見直しについて検討中でございますので、必要であれば、その一環として義務遵守確保のための制度の強化につきましても検討をしていきたいと考えております。

○常田幸詳君 それでは最後に、農林水産大臣にお尋ねいたします。

私は、これまで当農林水産委員会何度か我が国の中山間地域の惨状について訴えてまいりました。中山間地域の集落では住民の高齢化、後継者不足、さらには耕作放棄地の増加が構造問題化し、崩壊の危機に瀕していることは周知の事実であります。また、農林水産大臣は常々、自分は大都市選出の議員であるけれども、日本の山林、中山間地を守らなければならないという思いは人一倍強いものがあるというふうな述べておられます。

その中で、シイタケ栽培は中山間地域の重要な収入源としての役割を果たし、住民の定着を支えてきました。特に、原木栽培の場合、その生産者数は平成八年段階で八万五千八百六十七戸、一戸当たりの構成員が四人といたしますと、実に三十五万人前後の人がその生計の一部をシイタケ栽培に依存している計算になります。しかも、その多

くが中山間地の住民なのであります。

私は、このような伝統的な産業を衰退させないことが中山間地問題の重要な対策の一つであると確信しているわけでありまして、農林水産大臣のお考えをお尋ねして、質問を終わります。

○国務大臣(農林水産大臣) 答えました。

シイタケ栽培は、我が国農地の約四割を占めると言われる中山間地域における所得の確保及び就業の場として、また林業との複合経営により林業経営の安定に資するなど極めて重要な役割を果たすと、こう考えております。

しかしながら、先ほど来御指摘がありますように、最近、シイタケ栽培は、中国等からの安価な輸入品の増大や生産者数の減少など極めて厳しい状況にあるわけでありまして、このため、シイタケの低コスト、かつ安定的な供給のための生産施設の整備、また生産技術等の向上、さらには健康食品としての特徴の普及啓発、原産地の適正表示の推進等による国産シイタケの消費の拡大を図ることが重要である、こう考えておりまして、先ほど来、局長等からも御答弁申し上げているように、これらの推進に鋭意努めているところであります。

今後ともこれらの施策を推進することによりましてシイタケ栽培の振興に努めてまいりたい、こう考えております。また、いろいろな角度からお力添えをいただきたいと思っております。

○常田幸三君 終わります。

○和田洋子君 民主党の和田洋子でございます。質問をさせていただきます。

この種苗法案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴って、品種登録制度について、育成者権などの登録品種に関する権利を規定することによって新品種の育成者の権利を拡充することだと理解をしております。昭和五十三年四月に農産種苗法の一部改正によって種苗法が誕生して以来の大改正であるということも聞いております。

そこでまず、種苗法制定からおおよそ二十年たっ

た現在、この種苗法が今までどんな役割をしてきたか、これからどんな効果が期待されるのか、大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(農林水産大臣) 答えました。

種苗法の品種登録制度は、育成者の権利を適正に保護することにより育種の振興を図ることを目的として昭和五十三年に発足いたしました。制度的な整備以来、新品種の登録件数はともに著実に増加してございまして、現在では世界でもトップクラスという域に達しているところであります。

今回の改正法案は、植物の新品種の育成者権の強化を主な内容とするものでありまして、これによりまして育成者にとりましては適正に権利が保護されることから研究投資を安心して行うことができ、育種活動が一層活発に行われることが期待されますとともに、また一方、農業者にとりましては育種の振興により、より優良な種苗が多数供給されるようになると期待されておるところであります。

今後、改正法案の成立を見ますれば、その適切な運用を図るとともに、育種に対する支援策を講じ、多数の優良な新品種の育成を通じて農林水産業のさらなる発展を築いていきたい、こう考えております。

○和田洋子君 UPOV条約についてちょっとお尋ねをいたします。

条約発効までに七年かかったということです。一九九一年にUPOV条約がジュネーブで作成されて、条約の効力発生の要件というのがあって、それは条約締結国三カ国を含む五カ国の締結、その後一カ月という条件があるものであります。この四月二十四日におよそ七年間を要して発効したということになるわけですが、一般的に条約が採択されてから発効するまで何年間必要だとか、そういうことは私は知らないんですが、どうして七年もかかったのか教えていただきたい。

○政府委員(高木賢君) 今回の九一年UPOV条約の改正事項は、御案内のように大変広範囲にわ

たるということが一つでございます。ただ範囲が広いだけではなくて、権利義務に大きな影響を与える内容を含んでいるということが、やはり関係者の理解と合意を得る上で一定の時間を要したというところだろうと思っております。この点は欧米各国におきまして同様でございます。国内法の整備の時点を見ますと、アメリカでは九四年の十月、育種の先進国でありますオランダで九六年六月、ドイツで九七年七月ということで、欧米諸国におきまして関係者の理解と合意を得る上で、ある程度の時間を要しているというのが実情であろうと思っております。

我が国におきましては条約の改正案が出されて以来、各界で、農業界、種苗業界並びに学識経験者などから幅広い検討が行われてまいりました。自家増殖の取り扱いとか幾つかの論点もございまして、関係者の合意も形成されまして、学識経験者の方々もまあ妥当だということでお認めいただきました。今、いわば法改正の条件が整ったというのが昨今の状況でございます。これを受けて今国会に改正案を提出したわけでございます。

○和田洋子君 現在の種苗法は、品種登録制度の保護対象となる農林水産植物について、「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるものをいう」というふうになっておりますが、これが諸外国と比較して、今、大臣は高レベルであるというふうにおっしゃいましたが、日本の国のレベルというのはどんなものなのでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 例えば、最近、新品種の登録件数は大体千件ぐらいいなっております。毎年千件という出願のレベルが、大体諸外国の先進国のレベルと匹敵する数量になっているというところが端的にあらわれていると思っております。

○和田洋子君 例えば、バイオの研究が大変進んでいるというアメリカとか、そういう諸外国に比べて日本の国はどうなのか。出願件数でいうふうにおっしゃいましたが、そういう研究が進んでいるアメリカなんかと競争して、日本の国の種苗

というのは負けなんでしょうか。

○政府委員(三輪幸太郎君) お尋ねの育種の水準というものを端的にあらわす物差しというものはないわけでございますが、常識的に言えば、まずその国が高い育種技術を持っていること、それから、農産園芸局長が申し上げたように、多くの優良な種苗が国内で生産されていること、そしてその種苗が国内でよく利用されていること、さらに言えば種苗が輸出されて海外でも利用される、こういったようなことがその水準をあらわす指標ではないかというふうに考えております。

そういった見方ですと、ただいま言った登録数の関係で、要するに国内でいい種苗ができていくかどうかということでいえば、世界で第一位はオランダであります。日本はフランスと並んで第二位の位置づけになってございまして、お話しにございましたアメリカは四位でございます。優良な種苗の生産が多いという点ではアメリカに負けてはいないというふうに思っております。

それから、利用されているかどうかという点でございますが、我が国では稲、麦、大豆、こういった主要農産物の種はほぼ全量我が国で生産された種子を使っておりますので、そういった意味ではすぐれているというふうに思います。また一方で、民間の育種が中心となっておりまして園芸の部門がございまして、こちらの部門では野菜とか花の種は輸出をされております。かなりのシェアを占めております。しかし、球根の方は輸入が多いという状況にあります。こういったように園芸の部門では作物の種類によりまして競争力に差があるかなというふう把握しております。

お尋ねのバイオテクノロジーの中で組織培養とかあるいは細胞融合といった細胞操作にかかわる部分については、我が国はウイルスフリーの苗とか白菜とかカンランのハクランとか、そういった新しいものを世界に先駆けてつくっておりますので、程度が高いんですが、一番バイオの中でこれから有力になっていくだろうという遺伝子組み換え、こち

らの方は基礎研究のレベルは高いんですが、残念ながら実用品種への応用という面ではアメリカにおくれをとっているというふうに認識をしております。

こういうこともございますので、イネのゲノムの研究とか新しいDNAの導入技術の開発、こういった基礎的な面について研究開発を急いでいるということでもあります。

○和田洋子 素朴な質問を一つさせていただきますんですが、例えば福島県は今、米というものを一つとてみますと、ササニシキとかコシヒカリとか、宮城県とか福島県と言われましたが、コシヒカリは、そういうことから比べますと、福島県のササニシキとか福島県のコシヒカリとかいうふうにして、結構よその県の品種をつくっているのが多いというふうに思っています。

今、お米の産地間競争とか市場が導入されたというところで米の競争が激しくなってきた、例えば福島県でササニシキをつくっちゃいけないよとか、コシヒカリはだめよなんということはないんですか。そういうのがとても心配なんです、教えてください。

○政府委員(高木賢君) 各県で新品種を育成している動きが大変あるわけでございます。

ただ、現実には、そうはいってもある程度量が多とまらないと市場の評価が得られないということ、なかなか一県だけの生産量あるは一県だけの評価では大消費地での評価を受けにくい実態があると思います。今お話ありましたけれども、例えばひとめばれは宮城県で開発した品種ですけども、これは福島県でもかなりのウエートで生産されていると思います。それは、やはり一県だけのものでは市場の評価が受けにくいということがあると思います。

ですから、困り込んで少量を大事に大事にという考え方もないと言つてもありませんけれども、それで本当に市場の評価が得られるのかというところになりますと、育成権にとつてもある程度広く使われて消費者の評価を受けるということが

大事なことではないかというふうに思っております。そういう点でいたずらに何かを絞るといいですか、かたくなにするという心配は比較的に薄いのではないかとこのように見ております。

○和田洋子 ぜひそのような方向でお願いしたいと思っております。

次に、さつき常田委員も御質問になったんですが、第二十一条の第二項のただし書きで、「契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。」というふうな種苗法がなっています。これをこのまま読ませていただくと、例えば種苗を販売するときに、自家増殖を認めないというふうな言われた場合はつくれないというふうに読めるんじゃないか。それで、農家の場合、自家増殖が認められない農業を営む人はそれは認めるということなんですけれども、そうであるとするば、育成者権というのが形骸化するのではないかと、育成者権と農家の皆さんに認めないという品種が出てくれば大変混乱すると思うんですが、そういうのをどこで精査すると思うか、そういうものを決める線というのはどこで引くんではないか。

○政府委員(高木賢君) 自家増殖の実態があるわけでありまして、それに対して育成者権という見地からしますと、その自家増殖で例外といいますか、穴があいたのではしり抜けになる、こういう問題になるわけでございます。

そこで、自家増殖に關しましては、長年の慣行として定着しているかどうかという点をポイントにいたしまして、各国におきまして合理的範囲内で育成者権の例外を設けることができるということになっておるわけであります。

改正種苗法案につきましては、我が国におきまます農業者の自家増殖並びに種苗の流通慣行の実態を踏まえまして、農業者の自家増殖につきましては育成者権が及ばないというものの例外としては農林水産省令で指定する一定の栄養繁殖の場合というところで、これはいわば契約で、現在、自家増殖をしないということが定着しているものを自家増殖をしないという範囲にするという、実

態に合わせた仕組みにしようということでございます。

ただ、そうはいっても、これは法律上当然にそうなるわけでございまして、それだけで機械的に過ぎますので、契約で両当事者が合意して、じゃ、自家増殖はしない、あるいは認めないということと合意をすればそれはそれでいいではないかということ、慣行として定着している一部栄養繁殖植物の場合と契約で別段の定めをした場合を自家増殖が認められない場合という二つのものとして規定したわけでございます。

○和田洋子 種苗法が一番最初の趣旨に、優良な品種、種苗の開発普及は農林漁業生産の発展に不可欠というところであります。これまでいろいろ議論は種苗、そして植物、例えば花卉とか、花とか、そういうことを言っていると思いますが、例えば水産業、ノリなんかとか、林業の方にもこの種苗法案というのは及ぶのでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 対象植物といたしましては農林水産植物ということでありまして、農産物、林産物、水産物の生産のために栽培される植物といたしまして、制度の範囲としては広く及びます。ただ、現実問題といたしましては、今、林木につきましては、御案内のように種苗というものは都道府県により供給されております。苗木は県から供給された種を用いまして森林組合で苗木にして供給するということでございますから、いわゆる自家増殖というものの実態がないという状況でございます。

それから、水産物は、現実問題としましては、昭和五十三年以来二十年たちますけれども、登録された品種が三種類ということで、品種利用というものが極めて少ない実態にございます。こういうことから、林木あるいは水産物につきましては自家増殖についての特例を認めるだけの必要がないというふうに考えております。

○和田洋子 育成者権の有効期間についてちょっとお尋ねをしますが、保存期間は品種の登録の日から十五年を二十年、そして果樹等の永年

性の植物については二十五年に延長されたということですが、ある国によつてはこれよりもっと多く保護をしている国があるというふうにも聞いておりますが、この十五年を二十年に、十八年を二十五年にされたという理由は何ですか。

○政府委員(高木賢君) この背景をいたしましては、やはり育種に關するコストが増加してございまして、育成者の投資の回収を行うという見地に立ちますと、育成者の権利の存続期間をある程度延長する必要があるというのが一つございまして、それから、今お話もありましたように、欧州諸国を中心とした二十五年あるいはそれ以上の権利保護の期間を設けている国が結構あります。そういったことから、今回の九一年条約におきましては、これまでの有効期間十五年、永年植物十八年というものを、二十年、永年植物二十五年、こういうことにしたわけでございます。

これは、我が国におきまます種苗、現在御提案申し上げております種苗法案の取り扱いにおきまして、例えば特許の存続期間というのを考えますと、我が国で二十年というところでございまして、それを申し上げましたが、大半の国でやはり二十年というのが一般的でございます。

それから、何よりも我が国の農業団体なり育種業界がどういう意向かとということいろいろ意見交換もいたしましたけれども、この九一年条約に定める二十年、永年植物については二十五年というところは両者のサイドからも妥当である、こういう御見解でございまして、それに沿った改正案にしたわけでございます。

○和田洋子 育成者の許諾を得ないで生産された収穫物についてはその廃棄や差しとめが請求できるといふことでありますけれども、権利を収穫物にまで及ぼすといふことは農林水産物の生産や流通の混乱を招かないのかどうか。

そして、農産物といふことから考えますと、農家の皆さんが、農家の皆さんといふか、例えば企業であつても、それを育てるということは一

かるものもあるわけですから、廃棄をすることができるといふのは私にはそぐわないのではないかと、いふふうに思ふんですが、例えばそれをお金でかいふ、そういうことにはならないでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 一方では、種苗を使う人の立場が御指摘のとおりあると思いますが、一方では、育成者の側からいいますと、例えば先ほど来お話も出ていますが、外国に無断で行きまして、それがブーメラン的に戻ってくるというやうなときに、それに何もできないということですが、これまたいかなるものかという点があるかと思ひます。

そこで、現場の農業者の利益ということは私も十分に考えたつもりでございまして、先ほど来言っておりますが、自家増殖については、一定の栄養繁殖植物以外あるいは契約で特段の定めをした以外は自家増殖については育成者権が及ばないということにしているとか、あるいは今言つたやうに収穫物の廃棄まで求めるというものは種苗の段階で権利を行使できない場合に限るということとかを法律上明記しているわけではござい

ます。

端的に言いますれば、農家は権利者から適正に種苗を手に入れますとすれば、収穫の段階その他で問題になることはないというのが、端的に言えばそういうことになっておりますので、こういう趣旨を、よく先ほど来言っておりますが、周知徹底をさせていただきまして、無用な混乱の起こらないやうにしたいと思つております。

○和田洋子君 従属品種ということについてお尋ねをしますが、この従属品種制度というのを導入された理由はどのようなものでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 現在の種苗法上は、既存の登録品種を素材とした新しい新品種を育成したものと、それがもととなる品種とは別のものとして独立で保護が与えられます。その場合に、もとの品種の育成者の権利がいわば前の品種を利用したにもかかわらず一切及ばないと、こういうことに今なっているわけでは

あります。

ところが、現実実態を見ますと、近年のバイオテクノロジーの進展の中で既存品種の特性をこくわずにだけ変化させたという品種の育成が容易になつております。そうすると、いわばもとの品種を一生懸命やつた人の努力が皆持っていられるということではいかにも公平を欠くことになるのではないかと、登録品種の、まあ抜本的に変化させたということであれば別ですけども、ごくわずかな特性だけを变化させたという場合には、もとの品種の育成者にも権利を認めるといふことが公平、妥当なのではないかという趣旨でござい

ます。

○和田洋子君 従属品種というのは具体的に何がわかるものなのでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 従属品種の定義としては、ある品種のわずかな特性を变化させて育成された品種ということで、变化した特性以外はその品種の特性をそのまま維持しているというものを従属品種というやうに定義をいたしております。

わかるかどうかということでは、登録された品種の育成に関する資料と特性は登録の公表の際に公表いたします。したがって、こういう客観的資料を関係者が見れば、例えばもとの育成した人が見れば、自分の育成したものとの特性が大体残っているというところとか、ちよつと変えただけだなどということが具体的に現れれば当事者間でわかるというやうに考えております。

○和田洋子君 例えば、UPOVの事務局なんかに従属品種の組みかえをしたとか、そういうマニユアルみたいなものはあるんですか。

○政府委員(高木賢君) 従属品種という考え方ができてきたのが最近のことでもございまして、まだマニユアルをつくるということまでの積み重ねなといひますか、出ておりません。やはり、個別の判断の積み重ねといひますか、それが今必要な段階ではないかと思つております。

○和田洋子君 では、出願料と登録料の上限とい

うものが改正されるわけですが、具体的な改正の考え方はどういふやうなことから改正されるのでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 出願料あるいは登録料につきましては、品種登録制度の維持に必要な経費、それから特許などのほかの知的所有権に関する料金の動向を踏まえて決めるという観点と、もう一つは育種の振興に資することに配慮するという観点とあわせて決めるということにいたしております。

出願料、登録料、現在のものは昭和五十六年以降据え置かれておりました。その間、十七年間たつておりますが、変わっておりません。

そこで、今回は、その十七年間の物価上昇を考慮いたしまして、出願料につきましては、昭和五十六年以降の物価上昇率、約三五%でございまして、その程度の引き上げをいたしまして四万七千二百円というのにしたいと思ひます。それから登録料につきまして、最初の三年間の各年の登録料、四千五百円を、これを物価上昇率程度引き上げて六千円にするということと、現行の料金通増方式に倣ひまして、次の三年間の料金はその前の期の約五割増し、さらに次の三年間はその前の期の二倍ということにいたしたいと思ひます。

ただ、こういうことにしますと、登録料がだんだん通増していくと登録後期の負担が大きくなり過ぎるということもございしますので、十年度目以降は前期の額に据え置くということにいたしております。

したがって、現在法律で定めております上限はほとんど上がっていくという前提で計算しております。五万六千円というところでございまして、今回は、十年目以降は上げないということでございまして、上限を五万六千円から三万六千円に引き下げるということにいたしております。したがって、現行法の法定保護期間いっぱい品種登録が行われた場合の登録者の総支払い金額は、この新しい料金体系の方が累計としては下

回るといふ結果になるわけではござい

ます。

○和田洋子君 かつて、藤坂五号という耐冷品種が東北地方の冷害を救つたということは有名な話ですが、近年では、コシヒカリやササニシキなどの品種が皆さんの大好きなお米という食味を抜本的に改革してすくく米の評価が上がってきたといふやうに思つて

います。

でも、この育種にかかわる研究者にとつては、恐らく多くの国民と農家の評価を得ていることでありますけれども、職務育成品種ということで、育成者権とかそういう経済的なメリットがあつたかどうかというのは大変疑問だといふやうに思つて

おります。

昭和五十三年に、種苗法が変わるときに、この委員会が附帯決議の中で、国等が行う公共育種については、農作物等の種類の多様性を踏まえて、品種改良に関する試験研究体制の整備の拡充とか、予算の確保を図り、さらに新品種育成者に対して報奨とか優遇措置を講ずるやうにといふやうな附帯決議が出たやうでござい

ます。

私は、これは質問ではないんですけれども、このやういふやうに国として、果として一生懸命をやつておられる職員の皆さんに、ぜひに大臣の方からそういう思いであつてほしいなということ、質問を終わらせていただきます。

○統制弘君 公明の統であります。

常田委員と和田委員が今御質問されました。私は、重複を避けながら幾つかの点について御質問申し上げます。

まず第一は、基本的な方針について大臣にお伺いしたいと存じますけれども、一九九一年に植物新品種保護条約が改正されて以来、七七年が経過したわけでありまして、条約に基づいて種苗法が改正されるわけではござい

ますけれども、育成者の権利拡大、仮保護制度の導入、保護期間の延長等々が盛り込まれております。

今までの種苗法が果たしてきた役割と今回の改正に至る背景、育種家のメリット、農家への影響等々について、基本的な考え方について大臣の所見を

ンにやれるわけでしょう。そういうことに對して農林水産省としてむしろそういうものを一生懸命奨励して、こういう確かに金のかかる、例えば特許を侵せば大変なことになるわけでしょう。

そういう各県が一生懸命やっておられるそれぞの研究成果に對してどんな評価をしておられるのか。そして、また同時に、今後どういう指導をされるのか。その点を伺つて、質問を終わらせていただきます。

○政府委員(三輪書太郎君) お話のように、各都道府県で農産試験場は一生懸命生産者のため、消費者のために品種改良をやっておりますが、その品種が現場で使われる過程で、これまでも種苗は登録をして一定の権利をとつて、その権利に基づいて都道府県の奨励行政などに乗つて普及していくということ、非常に円滑な新しい品種の普及が実現したと、そういうふうには評価しております。

私も、都道府県の生活者あるいは生産者と直結した作物品種の改良、これは大変重要なことと思つておりまして、それに都道府県の研究機関の果たす役割は大変重いと感しております。

そういった意味で、国との共同研究とか、ジーンバンクによります種子の供給とか、あるいは国に研究者に来ていただいたり一緒に研修をするとか、あるいは重要なものについては助成をする、そういったようなことで奨励をしております。

○谷本議員 先ほど常田委員、それから和田委員と政府との質問の間で自家増殖問題についてのやりとりがございました。このやりとりを伺つておりまして、自家増殖については、制限が定着している栄養繁殖植物とか、契約で別段の定めのあるものを除いて、育成者の特許なくして自家増殖は可能であるという答弁と承りました。

ということは、これまでと実態上異なる取り扱いとはならないというふうに理解しておいていいんですね。

○政府委員(高木賢君) ただいま御指摘のあったとおりでございます。我が国におきまして農業者の自家増殖並びに種苗の流通慣行の実態を踏まえ

て、これまでと実態上異なる取り扱いとするものではないわけでございます。これは種苗団体、農業団体とも大體基本的に合意している事項でございます。

○谷本議員 それと、もう一つここで伺つておきたいのは、農家が組織をしました農業生産法人の場合はどうなるかということでありまして、農業生産法人は、家族農業のいわば延長線上のものとして扱われていることと、自家増殖については一般農家と同じ扱いとされるべきものと思ふが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 政令で定める農業者といふたしましては、農業者である個人並びに農業生産法人ということであつて、農業生産方式問題について伺います。

植物新品種保護法は同一品種の二重登録は禁止されておりましたが、してもよいというぐあいに改正がされております。しかし、特許法と種苗法は保護対象等々で相違する点が数多くあります。

でありますから、特許法でも種苗法でもよいということになりますと、これはかなりの混乱が起つてくるかと予想されます。

特に、遺伝子組み換え技術等、バイオテクの急進展が見込まれておるだけに、私は従来同様、種苗法が実質一元的に行うというふうにしていくべきだと思ふのですが、その点、いかがでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 植物新品種の保護に關しまして、種苗法で行うのかあるいは特許制度で行うのかといういわゆる二重保護の問題につきましまして、昭和五十三年の種苗法改正の際に整理をされております。

その中身は、種苗法の保護対象は現実に存在する植物新品種であるということに對しまして、特許法の保護対象は自然法則を利用した技術的思想の創作であるということでありまして、保護の対象並びに態様を異にするということが第一点。それから、UPOV条約に對する国内法は種苗法のみであるということが第二点。それから、植

物の特性から、植物の新品種それ自体を対象とする特許発明というものは事実上ほとんどないと考えられる、こういうふうには整理してございます。この整理を今回の改正に際して変える特段の事情はありませんので、改正種苗法におきましてもこの整理は基本的に変わることがない。つまり、UPOV条約を受けた植物新品種の育成者権の保護は種苗法のみにより行われるというふうな考えでおります。

○谷本議員 次に、大臣に伺いたいです。改正条約にしまして、本改正法案にしましては、育成者の権利を従来よりも強く守つていきましよう、そうすることによって民間開発を盛んにしていきましようというのがいわば中心のなれらうと思ひます。

そうなつてまいりますと、当初はもうけの多いところへ集中していくことになりまして、そんな状況になつていった場合に、例えば日本の麦だとか大豆というのは果たしてどういうことになつてくるのだろうかという不安を感じざるを得ません。

大臣も御存じのように、麦については現行支持制度を変えていくという話が食糧庁から出されております。現行制度のもとではメーカーが望む品種というのは必ずしも農家はつくつてくれない、だから民間流通にした方がいいんだ、こういうお話であります。ところが、大臣、農家の側からしますと、肝心なのは品種です。もつと政府は積極的に品種改良をなせやってくれないのだという不満があります。

例えば、北海道を除く内地全体で見ますと、開発されたのはいつなのか、昭和十九年です。半世紀前ですよ。米に比べても麦の品種の開発というのは著しくおくれしております。

そうした部門について、本法とあわせて政府は今後どうしようとしているのか。とりわけ、麦の品種開発について最大限の力を注いでいたかどうか、その点、いかがでしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 作物育種の問題につきましては、農業の生産性の向上や農産物の品質向上に重要な役割を果たしているところであります。その成果を生み出すために非常に長期間を要しますため、計画的、組織的な取り組みが必要であると、こうされております。

このため、農林水産省といたしましては、従来から作物育種推進基本計画を策定いたしまして、計画的に育種を推進しているところでございます。特にこのうち、稲、麦、大豆等の主要作物につきましては、これまでも同計画に基づきまして国が中心となつて品種を育成したところであります。今後とも主要農作物の育種は国が責任を持つて推進すべきものである、まず基本的にこう考えておるところでございます。

また、麦につきましては、近年、小麦では、平成七年に育成され主に北海道で栽培されておりますホクシシ、あるいは平成五年に九州で主に栽培されておりますチクゴイシ、あるいは平成二年に育成され関東地域で特に栽培されておりますパンドウワセ等を育成したところであります。また裸麦に關しましてはイチバンボシ、これは平成四年に四国、九州等で開発されたものが主に使われておりますが、これらが育成されておりました、その普及を図つてきたところであります。

なお一層、消費者や実需者のニーズにこたへるべく品種の改良に努めてまいりたいと考えておるところであります。釈迦に説法ですけれども、我が国の場合は、高温多湿、特に梅雨の時期を控えたりいたしますので、どうも麦にはいろいろ難しい気象条件等も絡むようでございます。

それらを含めまして、我々は今御指摘のような前向きな姿勢をこれからとつていきたい、こう考えます。

○谷本議員 確かに、大臣が言われましたように、最近の麦の品種開発、これは以前から見ればよくなつております。以前から見ればよくなつていふことだけのこととして、例えば平成元年から八年までのもので見ますと、米の場合の

上で、多様な主体によりまして多種多様の優良品種が提供され農業者の選択の幅が広がるということとは重要なことだと思います。

げておりますが、特に主要な農作物につきましての国や地方公共団体の役割が大きいわけでございますから、多様な主体により多数の品種が提供されていく。それから、品種につきましては農業者に広く利用されてこそ育成者の利益につながるというところで、現在のところ種子の独占による弊害という事態は生じていないというふうに考えておりますけれども、問題は、種苗会社などがその地位を利用いたしまして不公正な取引方法に進展するということがあると思われればこれは大変なことでございます。そうなればこれは独占禁止法にも触れるということにもなりますので、その適切な処置をとっていききたいと思ひます。

○谷本鶴君 終わります。

○須藤美也子君 本法案の育成者の権利を強化するということは妥当なことであると思ひます。登録品種のうち、企業がふえておりますが、個人は三割を占め、多くは農業をやっているから研究を続けております。

私は育成者の方からいろいろお聞きしました。昔から育種をやると財産がなくなると言われるように時間と労力がかかる、大変な仕事である。そういうときに農業改良普及センターとか試験場の皆さんから技術の面の指導をいただいたことが大変ありがたかった、こうおっしゃいました。そういう点で、個人育種の発展にとってこうした公的機関の適切な指導、設備、機器の利用、こういう便宜を図る、連携をとることが非常に重要だと思ひますが、この点についてはどうですか。

○政府委員(高木賢君) 我が国におきましては、個人による育種というものが相当ウエートを占めておりまして、年間の出願件数でも毎年二百件以上というふうな活発に取り組まれていると存じます。特に、花とか野菜とか果樹の育種におきましては、種苗会社と比べても遜色のない特色のある品種が育成されていると思ひます。

ただ、それは申しまして、個人の育種家というところでございますと、情報なり技術の面で必ず

しも一人で全部やるというのが難しい面もございます。そこで、農業改良普及センターなりあるいは試験場なりでは、品種登録の状況などの各種情報の提供をする、それから育種家が育成品種の特性あるいは実用性の判断を行うに当たりまして技術的なサポートをする、さらには開発された品種の特性が十分発揮されるよう栽培技術の面での支援をするという活動を実施してきております。

現場におきましては、そういうことで試験場と農業改良普及センターが連携をして育種農家の要請に応じた各種の支援活動を積極的に展開していくということが個人の経営支援活動の一環としても重要であると思ひます。福岡県初め幾つかの県でそういった成果の事例も出ているというふうな承知いたしております。

○須藤美也子君 大臣にお尋ねしますが、一方で農業改良普及員の方々が年々少なくなつていまして、八〇年に一万一千五百人いた普及員が九七年には一万百人しかいない。この間一千四百人が減少されております。さらに、昨年六月の閣議決定で、農業普及事業交付金のあり方等、全般的な見直しを進めるという地方の一般財源化の動きをこの育種家の方々が大変心配しております。

そういう点で、農家だけでなく個人育種の発展のためにも、切り下げでなく普及改良事業の充実を行うべきではないか、こういうふうな考えますが、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(島村宜伸君) 農業改良普及事業は、試験研究の成果である新しい技術を地域の条件等にに応じて組み立て、かつ農業経営の改善に役立つような普及を行うものでありまして、農業技術に関する政策の基本的な手法として位置づけられているところでございます。特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れ後、我が国の農業の体質強化ということになりますと、単なる土地改良とかそういう面だけでなく、やはり技術の研さんといましようか、さらなる前進のためにいろいろ指導事業というものをさらに強化しな

らないと、私も実はそう考えております。その意味で、近年における農業情勢の変化の中で、農業者の技術あるいは経営能力の面も含めましてこの向上を図り、担い手の育成、確保等が重要な課題となつているところでありまして、我々は、この重要な課題に対応するために、まず経営体の高度なニーズに対応した技術・経営指導の強化あるいは次代の農業を担う青年の育成、確保や女性の能力発揮のための支援活動の充実等に重点を置いて普及事業を展開していききたい、こう考えております。

したがいまして、予算面その他について御心配があると思われれば、そういうことのないように我々が努めていることをぜひお伝えをいただきたい、こう思ひます。

○須藤美也子君 そのようにぜひよろしくお願いしたいと思ひます。

さて、先ほど谷本先生が遺伝子組みかえの問題でいろいろお尋ねがありましたので重複しないようにしたいと思ひますが、五月二十五日の「アエラ」、これは特集であります。この中に、「アメリカ一國支配の影」という、こういう遺伝子組みかえによって大変な今さま変わりが起きている。こういう遺伝子組みかえの問題に対して日弁連がこう指摘しています。「大手の多国籍企業による独占化、各国における販売の独占化が深刻になっている。」「たとえは数年前に百あった綿の種の会社が今はもう二つくらいしか残っていない。トウモロコシに關しても百くらいあった企業が大手多国籍企業三社くらいにしまわられている。」「多国籍企業が種会社を買収したり独占したりすることによって、種自体が私物化され農家の人々に取つて種を買う選択肢がとてども狭まつてい

す。そういう中で、我が国でも野菜など食品会社や今度たばこ会社もそういう種苗に進出する、こういうふうな現実になつております。さらに、この「アエラ」で指摘されているアメリカの農業企

業のモンサントは種苗にも進出する、日本にも進出してくる。

このように大手種苗会社による寡占化が進んでいるとき、本法案で専利用権、二十五条、質権、三十条、この権利規定の整備によつて企業が個人、中小業者、こういう人たちの品種登録を買いやすくなるのではないかと。育成者の権利強化に対してそれが乱用されたり、あるいは弊害を生じないようにするために三点ほどお尋ねしたいと思ひます。

まず一つは、民間企業による品種開発に集中しないように、都道府県の公的育種の開発強化を図ることが重要ではないかという点。二つ目は、野菜農家は特にF₁がほとんどを占めるようになりまして、毎年更新しなければなりません。種苗の価格が高騰したりした場合、利用する農家が意見をもち込む保証がこの法案の中にあるのかどうか。農業資材審議会は種苗、農薬、飼料等々、重要事項を調査、審議すると思ひますが、種苗に關する重要な事項であると思ひますが、その点はこの審議会ですらうのができるのかどうか。三つ目は、農家が種苗販売店や市場に出たてないほかの品種を使いたい、そういうときに法律、裁定、二十八条、「通常利用権の許諾につき協議を求めることができる。」、こうあります。それが適用されるのかどうか。

さらに、つけ加えて、農水省がやっているジーンバンクの遺伝資源の活用は試験研究だけでなく生産にも活用して、国のそういう農業生産に役立つものなのかどうか、その点をお聞かせたいと思ひます。

○政府委員(三輪孝太郎君) 第一の御質問にお答えします。公的育種の強化を図るべきではないかという御指摘でございます。国全体として作物育種を考えると、国、都道府県あるいは民間、そういうものがおのおの役割を果たしながら全体として育種が効果的に進むということは必要であります。また、その育種に關しましては、成果が出る

まで御指摘のように長い時間がかかりますので、我々は作物育種推進基本計画によりまして計画的にやっております。その中で、稲、麦等の主要な農作物や、あるいはその育種に長い年月がかかって財産を失ってしまふ、そういったような作物の品種開発につきましては基本的に国が中心となつて行くことにしております。農業研究センター初め地域農業試験場、そして都道府県の農業試験場等が計画に即した品種開発を進めております。今後とも農業の発展に資するため、公的機関による育種についてはその振興に努めてまいりたいと思ひます。

続けまして、第四のジーンバンクの生産での活用についてお答えいたします。

ジーンバンクは、お話のように本来試験研究の目的に設置されておりますが、そこにおきまして、その生産に移せるほどの種子はありませんけれども、種子の管理、これは徹底して行つておりますので、何か緊急の事態で、ある作物の種子が国内になくなつてしまふ、そういったときにはジーンバンクから優良な種子を配分いたしまして、それを元種に使つて生産に使つていただく、そういうような活用方法が考えられるのではないかと思つております。

○政府委員(高木賢君) 二番目、三番目の問題にお答えいたします。

まず、二番目の資材審議会に関する問題でございますが、御指摘のように資材審議会は種苗に関する重要事項を審議するという事になっております。したがって、個別の事案の審議ということにはなじみませんけれども、種苗価格が高騰した、あるいは品種の利用状況について問題が生じた、あるいは品種の一般化して農業者が共同で対応しなさいかぬ、こういうような事態の場合には当然、審議会でも調査、審議の対象になるというふうに考えております。

それから、三番目でございます。裁定制度の問題でありますけれども、具体的には、登録品種の利用が継続して二年以上日本国内において適当に

されていなくて、あるいは公共上必要などときで当事者間の協議が成立しない場合には、農林水産大臣に對しまして通常利用権の設定に関する裁定を申請することができるということでございませう。まさに、このような条件を満たす場合には、農家や種苗業者は大臣に裁定を申請することが可能であるというふうに考えております。

○須藤美也子君 二年間の間に、その間、今までは保障されていなかったわけですね。それを今度の二年間の仮期間も保障するということになるわけですか。

○政府委員(高木賢君) それは現行法と同じであると思つております。

○須藤美也子君 種苗法について、もう一度ジーンバンクの件についてお尋ねしたいと思ふんですけれども、大まかにいろいろな種を持っていますよね。そういうジーンバンクで持っているものをどういう場合にそれを役立たせるのか、その点、もう一度お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(三輪實太郎君) 主要な目的である研究利用の利便はいいわけですね。お尋ねは、生産の場面とということでしょうか。

○須藤美也子君 そうです。

○政府委員(三輪實太郎君) 例えば、ある作物、今、日本でつくつていません。それが輸入をしておるといふときに、何かのときに輸入ができなくなる、それで国内で生産しないといけない、でも国内の農家には種がないというようなことが時折あつたと思ふんです。

そういう場合、その種はジーンバンクに保存管理してありますので、ありますが、ただその量は、直ちにその需要に見合う生産をできるぐらいの種の量はございません。それをふやす、増殖する過程が必要でございますが、もとになる種、元種としてお使いいただくようなものは供給できるというところでございませう。

○須藤美也子君 先ほど来の遺伝子組みかえの問題等々いろいろありましたが、やっぱり日本でもそういう試験研究、そういうものを

深めて、あるいは広げて、国民に役立つようなものをやっていたらいい。

私は筑波の方にもいろいろ行つてまいりましたけれども、いろいろ熱心に研究なさつていらっしゃる。そういうものが今深刻な状況を迎えている農村、農業に役立つような形で活用できればいいんじゃないかなというふうな思ふものですか、そういう点のことを最後に要請いたしまして、私の質問を終わります。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

今回の種苗法、これは現行の種苗法すべてを改正して、全く新しい新種苗法と言へるのではありませんか。私自身、この品種登録につきまして申請者の一人として経験がありますので、問題点の二、三、その実態から御質問したいと思います。

実は、品種登録をいたします。申請をいたします。申請をいたしまして、花の場合は割と早い期間に現場調査においでになるんです。私が出しているのはかんきつでありますけれども、かんきつは年に一回しか検査するタイミングがないから、それを検査し損なつたらまた二年になるわけですが、早い方の方でいきましても、一年か一年半かかって、大体次の現地調査の後、その後にはその品種名、名称の判断というものが行われるわけなんです。そして、一年か一年半後、順調にいつて二年、普通ならば三年と、こういうことなんです。それでやつと登録が終わると。こういうことになつて、一番困りますのは、申請したときに名称もその時点で先に判断していただくと、栽培を普及させておいて、そして販売のラベルあたりもつくつて、その名称でマーケティングをやるんです。

ところが、一年か一年半たつてやがて名称の判断といひますと、審査をやるということになります。その一年なり一年半は売れないわけですね。このときに、名称の判断をしていただくときに、いい名前ができたと思つて出しますと、それはもう既にあるからだめだと。じゃ、今度はこれだと

思つて出すと、ああ、それももう前に出ていたのだめだと。ひどいときには四つも五つも名前を変えた後でやつと決まるといふことになっておるのがあります。

ですから、一年か一年半たつてその名称の判断をしていただくのじゃなくて、最初の段階で、登録したときに、こういうものだと申請をしたときに名称もつけて、その名称もその時点で、コンピュータがあるわけですから、それを調べていただいて、この名前が結構ですというふうな出し方をいただければいいか、どうでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 名称の問題についてのお尋ねでございます。

現在、後でやっているのはなぜかということなんです。名称ですから、その品種の特性に照らして適切なものであるかどうかということが大事だと思ひます。体をあらわす名が必要ではないかというところで、いわば体の審査を終えてからその名称が適切であるかどうかを判断しているということと、商標につきましても最新の登録段階でチェックすることがいいのではないかと考えております。

ただ、改正法案におきましては出願公表制度を導入いたします。これは仮保護制度とも関連しているわけですが、そうなりますと、その段階で品種名称が国民の知るところとなる、同時に種苗流通が積極的に行われることとなるというように考えられます。そうなりますと、流通の混乱の防止とか取引の安全確保という点から、出願の受理後、出願公表までの間に既存の登録品種あるいは商標名称とパツティングしないかどうかということとをチェックいたしまして、また場合によっては、法律に基づく名称変更の命令ということをやります。この段階での名称ということにしたいと思ひます。

○阿曾田清君 大変前向きな御回答をいただいて、ありがとうございます。

少なくとも、栽培していく上において、また次の展開をする中で、二カ月から三カ月、ある意味で

は二カ月以内に、それが受理されたときにその名称を使つてよろしいですよということを正式に申請者の方に連絡していただく、あるいは公表するものも二カ月以内にするとしような形をぜひとつていただきたい。最初にするからといってそれが半年も十カ月もなつていたら一緒でございませうからね。ぜひその点をよろしく願ひしたいと思います。

既に、三千四百二十一件出願中でありませう、まだ残つておるのが。これについてもいゝゆる出願公表の対象になりますか、どうですか。

○政府委員(高木賢君) これは新しい法律が適用されるということになりますので、ありません。

○阿曾田清君 ありがとうございます。

それじゃ、今度は最近の出願数、登録数というのが、昨年は千ちよつとあつて九百件ぐらゐ処理できたというんですが、この法律が通りますと、四百六十七品種プラス四、五十品種ぐらゐふえるというふうに関係しておりますが、そういう場合に、品種がふえるのと同時に、これだけの権利が保護される、保護されるということになってくると、たくさんの方がこれはとつておいた方がいいよということなものがさへも出てくるんじゃないかなうかなと。そうしたら一遍に急増する可能性があると思うんですが、その点、どう見込まれておられて、体制は十分フォローされておられるかどうか。

○政府委員(高木賢君) 出願件数がどう動くかということとを定量的に見通すのは大変難しいかと思ひます。

御指摘のように、対象植物の拡大、これは増大要因でございます。そして一方で、譲渡してはいけないという要件が緩和されます。したがつて、試験販売の段階で売れ行きが見込めない新品種の出願というものが脱落する可能性もまたあると思ひます。

しかし、そうはいつても、どちらかといへばやはり私どもは増加する要因の方が大きいと思つておりますが、爆発的というところは、やはりこ

れは新品種の開発、登録でございますから、準備期間と申しますか、突然出てくるという性質のものではないかと、堅調なる増加かなと、こ

ういうふうに見ております。

○阿曾田清君 私は、これだけ保護されるということになると、ちよつとした違ひが発見されたものでも登録してみてもおもしろいかなと、こういうふうな動きが出てくるのじゃないかと感じました。

質問させていだいたわけでありませう。実は、今までかきつ等におきまして、枝変わりとか突然変異とかという形で、これはいいものが出来たよということ、秘密にしてそれを種苗会社にお願ひして増殖したり、あるいは農家の方々が自分で増殖したりということで、登録される手続をするのに時間がかかるし、また許可されるのも三年なり四年かかるというふうなことのうちに、この情報は早く、情報を流したつもりでないのが既にその同じようなものがいろいろ県の関係者に行つてゐるということが多いわけなんです。登録してやつと売れ出すかといつて売れ出したときには、もうよその産地にも同じものがあつたよというのが、これは今までの経験からたくさんあるわけなんです。それは今までは農業者がしようがないねと、それぞれがお互いさまだというふうなところもあつて、自分のところのものだということに対しての権利を主張してゐなかつたところがあるんです。

ところが、これが出てきますと、やはり徹底していつか、こう思うんですが、一番わかりやすいのは、どこに植えてゐるといつても木になつてゐるのを見てもわかりません。けれども、果実そのものは見ればわかるわけです。だから、その果実が例えば東京市場に出てゐた、あの果実はうちが出している果実と一緒だなど、こう見たときに、その果実までうちのものと同じ果実だなどというところ、さかのぼつて供託金を要求できるということに今回なつておると思ひますが、商品で押さえるということもできるようになつておりますね。

○政府委員(高木賢君) 侵害行為を組成した収穫物というふうな規定してございますので、収穫物まで及ぶということでございます。

○阿曾田清君 それでは、大体盗まれたといひますか、品種登録したものがどこに飛んでゐたとしても売れないということになりますので、そういう意味ではガードできた制度になつたのかなというふうな思つております。それだけに、これから農家の方々や団体の方々にきちんとこの種苗法を周知徹底させておかないと後で損害をこうむりますよ、今までは違ひますよというふうなことの周知徹底をぜひしていただきたいというのが一つ。

現在、登録件数六千二百一十二の中で個人が千九百、種苗会社が二千六百三十七ということで、この二つだけで七五%、約四分の三を占めてゐるわけですね。いわば、種苗会社は金もうけのためにやつておるとらえていんでしようが、個人というのはやつぱり自分で何とかいふものをという努力の中でやつてゐるわけですから、この種苗法を新しくつくれたという、いわゆる農水大臣の思ひは強いだらうと思ひます。

ですから、農家の方々のそういう新しい品種に取組む場合のいゝゆる振興策といひますか育種振興策を、そういう一つの新しい品種改良に取り組んでおる個人に対しても何らかの育種振興策をお考えいただいていいのではなからうかな、そのように思ふんですが、国としてどう対処されようとお考えか、お聞かせいただきたい。大臣にお願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(島村宣伸君) 私、たまたま東京です、私の都市農業でも育種とか栽培を工夫して、例えばセロリの日本一が出たりなんかしてゐるんです。やはり、そういう人たちの懸命な創意工夫の結果といふものは当然保護されてしかるべきだと、こんなふうな思ひます。

また一方で、今あなたのいろいろ御質問を伺つておりました感じなんですが、かつて私はお酒の名前のちよつと相談を受けて、私なりにない知恵

を絞つてたくさん考えまして友達にアドバイスしたら大変喜ばれたんですが、行つてみたらほとんど全部登録済みであつた。つくつてもないないお酒の商標権を、自分で考えたこともない日本語で勝手に登録して全部自分の権利におさめてゐる、こんなことがあつていいのかなと、こう思つたこともちよつと今思ひついでゐる所でありませう。

それらをよくかみ合わせまして、やはりそれだけの人の創意工夫の結果といふものは当然保護されるべきだと思ひますし、今おつしやつたような手続上の不備とか違ひ点、これらについては確かに迅速化を図るのが当然だと、こう思ひます。

○阿曾田清君 大臣は総括しての御答弁でありましたが、私は育種振興策としての国の対策を、技術あるいは資金援助等の考えはないかということをお尋ねしたのと、普及の話とお願ひします。

○政府委員(三輪實太郎君) 個人の育種家によります品種作出はかなり活発でございまして、全品種登録の約二割は個人であります。特に、現在のような多様な消費者ニーズを考えますと、地域の特産的な作物、果樹も含めましてそういった分野で個人の育種家の活動、これは大きな役割を果たすものと考えております。

これまでいろいろ品種登録の可能性の相談とか、あるいは国や県が開発しました育種の技術を伝達する、教えてあげる、そういうようなこととか、あるいは育種の材料を提供する、そういったようなことによりまして個人の育種家の支援を行つておりますが、今後ともいろいろな形で個人の育種家に対する支援を強化したいというふうな考えております。

○阿曾田清君 もう時間が一分しかありませんので、今までのいろいろ話が出てきたのは、米は確かにそういう穀物類の中でも国の試験研究機関、県段階でもやつてゐる。だけれども、その他のいわゆる小麦にしても、小麦は公的機関でやらなきやいかぬでしょうけれども、大豆ですとかトウモロコシですとかその他の果樹、野菜とか花とか、そう

いうものも非常に個人の研究開発、熱心な人もい
らっしゃるわけです。

ですから、そういう方々が取り組んでおられる
のに対して、技術的な援助だけではなくて資金的
な援助も考えてやっていいのではないか。この種
苗法に関して国がもう少ししてこ入れされる必要は
ありませんかと。今までのお話によると一切何も
ないようなことでございますので、むしろそうい
う方向への取り組みも必要だと思えます。

○国務大臣(島村宜伸君) 作物育種につきまして
は、国、都道府県、そして民間それぞれの役割を
お互いに効率的、効果的に推進するという基本に
立ちましてこの作物育種推進基本計画というもの
を策定しているところでありますが、特にこの計
画では、野菜、花卉等の実用品種の育成につきま
しては民間の役割を重要なものと位置づけている
ところであります。

具体的に、ジーンバンク事業による遺伝資源の
収集、提供、あるいは国と民間の共同研究及び耐
病性等の形質を持つ中間母本の提供、あるいは民
間研究者の国立研究機関への受け入れ等を既に行
っているところではありますが、さらにこれらを
推進していくことを考えております。

○阿部田清君 終わります。

○委員長(松谷蒼一郎君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
す。

種苗法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷蒼一郎君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松谷蒼一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十三分散会

平成十年六月一日印刷

平成十年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局